

四日市市告示第 3 号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定について（昭和39年4月1日告示第52号）の一部を次のように改正し、平成31年2月25日から施行する。

平成31年 1月 7日

四日市市長 森 智 広

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和38年政令第306号）附則第4条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。</p> <p>四日市市金庫事務取扱規程（昭和13年四日市市告示第16号）は、廃止する。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3） 収納代理金融機関</p> <p>株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社大垣共立銀行 株式会社愛知銀行 株式会社中京銀行 株式会社十六銀行 株式会社滋賀銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 東海労働金庫</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和38年政令第306号）附則第4条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。</p> <p>四日市市金庫事務取扱規程（昭和13年四日市市告示第16号）は、廃止する。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3） 収納代理金融機関</p> <p>株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社大垣共立銀行 株式会社愛知銀行 株式会社中京銀行 株式会社十六銀行 株式会社滋賀銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 東海労働金庫</p>

桑名三重信用金庫

イオ信用組合

三重北農業協同組合

鈴鹿農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

株式会社ゆうちょ銀行

桑名信用金庫

イオ信用組合

三重北農業協同組合

鈴鹿農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

株式会社ゆうちょ銀行

(会計管理室)